

令和３年第４回平取町議会定例会 （開 会 午前９時３０分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより令和３年第４回平取町議会定例会を開会し直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は１１名で会議は成立いたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第１２２条の規定によって１番金谷議員と２番高山議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題とします。このことについては２月２５日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。６番櫻井議員。

６番
櫻井議員

６番櫻井です。本日召集されました令和３年第４回平取町議会定例会の議事運営につきましては、２月２５日開催をいたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては３月２日から１２日までの１１日間とすることで意見の一致を見ておりますので議長よりお諮りを願います。

議長

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましてとおり会期は本日３月２日から３月１２日までの１１日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日から３月１２日までの１１日間と決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。監査委員より令和２年１２月分、令和３年１月分の出納検査の結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。次に令和２年度財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理状況監査の結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。次に郵送による陳情、閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第４、行政報告を行います。平取町教育行政に関する報告について報告をお願いいたします。教育長。

教育長

令和２年１２月定例議会以降における諸般の教育行政につきましてご報告いたします。１点目の平取町教育推進計画についてであります。資料１になります。現在の教育推進計画につきましては平成２８年度から令和２年度までの５カ年の計画となっており、今年度が計画最終年であることから令和３年度から令和７年度までの５カ年を計画期間とする次期平取町教育推進計画の策定を進めてきたところでございます。策定に当たりましては教育委員会内部の事務局会議、役場内関係課長等による策定会議、学校教育や生涯学習に係る機関、団体に所属する方、また一般公募による方を含めた策定委員会を設置し計画策定の

諮問をしたところでございます。昨年の7月末から策定事務に取りかかり事務局会議4回、策定会議3回、策定委員会4回の会議を開催し、前計画の点検評価から始まり計画に係る総論、基本理念、基本目標、基本方向などの素案から推進計画案の作成、検討を重ねていただき2月4日に策定委員会より答申をいただいたところであります。その後、パブリックコメントの募集を経て2月18日の教育委員会で正式に決定されました。新たな教育推進計画につきましては今後5年間の平取町の教育指標となるものであり、第6次総合計画後期5カ年計画によるまちづくりとの整合性、平取町における教育の課題や令和2年度からの新学習指導要領などを踏まえ、時代や社会変化に対応するものとして策定をしております。内容については細かく説明はいたしません議員各位にも目を通していただきますようお願い申し上げ報告といたします。2点目は体罰に関する実態把握調査結果についてであります。これまで全国、または北海道内におきまして数多くの体罰としての認知事案が発生しており、体罰防止に向けた取り組みを推進しているにもかかわらず、依然として無くならないことは大変憂慮される状況と言えます。北海道教育委員会は令和2年度におきまして、体罰事故実態把握と事故防止の周知徹底を図ることを目的として教職員、児童生徒、保護者に対してその調査を実施したものとなっております。平取町分に係る調査につきましては、今年1月に小・中学校7校の教員、小学校では保護者、中学校では生徒及び保護者に対してアンケート調査票の配布、回収を行い、回答内容の点検確認作業を終えたところであります。回答状況につきましては全ての教員74名についてはいずれも体罰行為がないとするものでありました。また生徒及び保護者からの回答につきましては、生徒自身や子どもが体罰を受けたことがあるか、また他の児童生徒が体罰と思われる行為を受けているのを見たことがある、聞いたことがあるかとする質問に対し、保護者1件からあるとのアンケート回答がございました。それを受けて教育委員会では保護者、児童、学校長、当該教員からの状況について聞き取り調査を行い、その結果体罰案件ではなかったことを確認しております。今後とも町内各学校においては体罰の未然防止に向け、いかなる場合においても体罰は許されないとする共通認識を教職員間で図ることの徹底に努めて参ります。次に3点目のいじめ問題に関する児童生徒の実態把握調査結果についてであります。北海道教育委員会が年2回行っております調査の中で直近のものとして昨年11月におけるアンケート調査の結果となりますが、町内小・中学校児童生徒355名の回答状況となっております。まず4月から嫌な思いがしたことがあるかとの問いに対して、あると答えた者は51件であり、内訳としては小学校が44件、中学校が7件であり、内容としては複数回答を含め冷やかし、からかい、悪口が24件、仲間外れ、無視が15件、軽くぶつ、遊ぶふりで叩くが7件、ひどくぶつ、叩く、蹴るが4件、持ち物を隠すいたずらが1件、その他が17件となっております。前年度の調査におきましては嫌な思いをしたことがあるかの設問に対し、47件ありましたので数字としては4件の増となっております。これをもとに

学校としては関係する児童生徒への聞き取り、また指導等を的確に行っているところであり、現在学校自体でいじめと認知する事案は小・中学校ともにないものとなっております。教育委員会としましては、いじめは絶対に許されない行為であるということを児童生徒に指導していくよう各学校長に指示しております。またスクールカウンセラーに各学校訪問してもらい、子ども達の悩みや相談を受けながら子ども同士の関係性を把握するとともに、保護者とも連携をしながらいじめ防止に向けた取組みを進めているところでございます。続いて4点目の令和2年度平取町教育奨励表彰被表彰者の決定及び授与式の実施について報告申し上げます。資料2になります。本年度における教育奨励表彰につきましては1月29日開催の教育委員会議において被表彰者の決定をし、去る2月18日に表彰授与式を実施したところであります。被表彰者につきましては社会教育奨励1個人、3団体となっております。被表彰者に係る実績内容等については別紙に記載となっておりますので説明を省略させていただきます。最後に5点目の公営塾平取義経塾実施状況報告であります。資料3になります。2月1日現在の数字であります。受講者数は中高校生合わせて129名、内訳として平取中学校生徒103名のうち80名、振内中学校生徒23名中14名、平取高校生67名中35名となっており、対象生徒193名に対し66.8パーセントの受講率となっております。中学生については週2コマ、高校生については制限なしということで実行できることとして実施をしております。令和2年度は4月中旬から5月末までコロナにより臨時休校がありましたのでそれに合わせて塾についても休みとしておりましたが、臨時登校日には開校するとともに電話等により子ども達の相談や指導に当たっていたところでございます。今後もこのような事態があった場合の対応策、例えばオンラインによる指導などについて塾側と協議をしているところでございます。平取町の子ども達それぞれの夢の実現に向けて、町として学習支援をして参りますのでご理解のほうよろしく申し上げます。以上、昨年12月の議会定例会からこれまでの主な教育行政にかかる報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5、議案第1号平取町木質バイオマス活用防災設備施設設置条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第1号平取町木質バイオマス活用防災設備施設設置条例の制定についてご説明申し上げますので議案書の1ページをご覧ください。平取町木質バイオマス活用防災設備施設設置条例を次のとおり制定しようとするものです。議案2ページの平取町木質バイオマス活用防災設備施設条例をご覧ください。本施設は令和2年第5回平取町議会定例会において議決を得ました議案第7号平取町木質バイオマス活用防災設備等建設工事により令和3年2月26日に完成したところです。本施設を令和3年4月1日より供用開始するにあたり、設置条例に

より名称、位置をはじめとする施設に関する基本事項を定めようとするものです。内容についてご説明いたします。第1条は本施設が地域の防災減災と低炭素化の同時実現を目的として設置されたことを示しています。第2条では施設の名称、位置及び呼称について規定しています。第3条については本施設の業務、第4条については委託事項について、それぞれ記載のとおり規定をしています。附則として条例の施行日は令和3年4月1日としています。以上、ご説明いたしましたのでご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第1号平取町木質バイオマス活用防災設備施設設置条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書3ページをご覧ください。平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。改正理由は、国民健康保険税はこれまで3年に1度の見直しを行ってきており令和3年度はその見直しの時期に当たることと、また、もう一つの理由として北海道の国民健康保険運営方針により令和12年度での保険税率統一化が示されていることから道内どこに住んでいても同じ保険税となるような方針となり、そのために急激な負担増とならないよう今後2年毎の改正により激減緩和を図ることも視野に入れて改正するものです。4ページが改正条文となりますが、改正内容につきましては5ページからの新旧対照表によりご説明いたします。5ページをご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正後の条例案となります。下線部分が改正箇所となります。平取町国民健康保険税条例の第3条第1項の改正になりますが、この条項は国民健康保険の被保険者に係る所得割額に係る率の改正の規定になります。所得割額の率を100分の8.7から100分の8.5に改正いたします。次に第4条の改正になりますが、この条項は国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の改正になります。被保険者1人1万8000円を1万9200円に改正いたします。次に第4条の2の改正になりますが、この条項は国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割の改正になります。1号の世帯、

一般的な世帯になりますが、次のページになりますけれども2万5000円を2万6000円に改正いたします。第2号の特定世帯は1万2500円を1万3000円に改正いたします。第3号の特定継続世帯は1万8750円を1万9500円に改正いたします。次に第7条の介護納付金課税被保険者に係る所得割額の率ですが、100分の1.4から100分の1.5に改正いたします。次に第8条は介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額ですが8000円を8500円に改正いたします。次に第22条国民健康保険税の減額の改正になります。第22条第1項第1号のイ、ロが国民健康保険の被保険者の7割減額に該当する額で均等割額が1万2600円を1万3440円に、世帯別平等割の一般世帯が1万7500円を1万8200円に、特定世帯が8750円を9100円に、特定継続世帯が1万3125円を1万3650円に改正いたします。次のページになりますがホの号ですが介護納付金課税被保険者の7割減額に該当する額で、均等割額の5600円を5950円に改正いたします。同項の第2号のイ、ロが国民健康保険の被保険者の5割減額に該当する額で、均等割額が9000円を9600円に、世帯別平等割の一般世帯が1万2500円を1万3000円に、特定世帯が6250円を6500円に、特定継続世帯が9375円を9700円に改正いたします。次のページになりますがホの号ですが介護納付金課税被保険者の5割減額に該当する額で、均等割額が4000円を4250円に改正いたします。同項の第3号のイ、ロが国民健康保険の被保険者の2割減額に該当する額で、均等割額が3600円を3840円に、世帯別平等割の一般世帯が5000円を5200円に、特定世帯が2500円を2600円に、特定継続世帯が3750円を3900円に改正いたします。ホの号ですが介護納付金課税被保険者の2割減額に該当する額で、均等割額が1600円を1700円に改正いたします。議案書4ページに戻り付表をご覧ください。附則で施行期日等を定めております。1号、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。2号、この条例による改正後の平取町国民健康保険税条例の規定は令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるとなります。以上で説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第 7、議案第 3 号平取町生活館条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第 3 号平取町生活館条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げますので 11 ページをお開き願います。平取町生活館条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 96 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。12 ページをお開き願います。第 1 条の平取町生活館条例の一部改正から 15 ページの第 10 条の平取町スポーツ施設に関する条例の一部改正までの 10 本の条例案をまとめて改正するものです。この度の提案については改正趣旨の目的等が同じであることや各条例が相互に関連して一つの体系を成していることなどから、複数の条例を一つの条例案として提案するものであります。次に今回の改正理由については、一つは各施設使用料の算定基礎となる基本時間を 3 時間から 1 時間あたりに改め、その使用料についても 3 分の 1 に改正することにより様々な使用目的にあった利用を可能にし、更なる利便性を図るものであります。二つ目は収益を目的として利用する場合の使用料を町民の方は 10 割増とし、町民以外の方は 30 割増に統一し各施設の整合性を図るものであります。三つ目は平取町アイヌ工芸伝承館設置条例に係る字句の訂正と新たに購入しました UV プリンターの使用料 1,000 円を追加するものであります。それでは改正内容についてご説明致しますので、16 ページの新旧対照表をお開き願います。新旧対照表の右側が現行の条文、左側が改正案となり、下線の箇所を改正するものでございます。平取町生活館条例の一部改正であります。これは別表 2 第 2 項の「基本時間を 3 時間とし、超過時間 1 時間について規定使用料の 3 分の 1 を加算する。」を「上記使用料は 1 時間あたりの額とし、使用時間には、会場準備から終了に要する時間を含むものとする。」に改め、使用料金表の使用区分のとおり、それぞれ改正するものです。同じく別表 2 の第 6 項中、「20 割増」を「30 割増」に改めるものです。18 ページをお開き願います。平取町生活改善センター条例の一部改正であります。これも別表 2 第 1 項及び第 5 項中の規定を平取町生活館条例同様に改めるものです。20 ページをお開き願います。平取町住民センター等条例の一部改正であります。これは別表 2 第 2 項及び第 6 項中の規定を平取町生活館条例同様に改めるものです。22 ページをお開き願います。平取町貫気別町民センター条例の一部改正であります。これも別表第 1 項及び第 3 項中の規定を平取町生活館条例同様に改めるものです。23 ページをお開き願います。平取町公民館条例の一部改正であります。これは別表第 1 項の規定を平取町生活館条例同様に改めるものです。25 ページをお開き願います。平取町多目的研修集会施設等条例の一部改正であります。これは別表 1 第 1 項及び第 3 項中の規定を平取町生活館条例同様に改めるものです。27 ページをお開き願います。平取町振内町民センター条例の一部改正であります。これは別表第 1 項の規定を平取町生活館条例同様に改めるものです。29 ページをお開き願います。

平取町ふれあいセンターびらとり設置条例の一部改正であります。これは別表 1 第 1 項の規定を平取町生活館条例同様に改めるものです。31 ページをお開き願います。平取町アイヌ工芸伝承館設置条例の一部改正であります。これは、区分 A の第 1 項の規定を平取町生活館条例同様に改めるものです。また字句の訂正として区分 A 及び区分 C の使用区分において、「加工室」を「加工機」に改め、新たに「UV プリンター」の使用料として 1,000 円を追加するものです。34 ページをお開き願います。平取町スポーツ施設に関する条例の一部改正であります。これは別表第 1 の町民体育館使用料及び別表第 2 の振内青少年会館使用料については第 1 項の規定をそれぞれ平取町生活館条例同様に改め、同じく別表第 1 の第 4 項中と別表第 2 の第 3 項中をそれぞれ「20 割増」を「30 割増」に改めるものです。次に 15 ページをお開き願います。附則と致しましてこの条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。以上、議案第 3 号平取町生活館条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げましたのでご審議の程、宜しくお願い致します。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第 7、議案第 3 号平取町生活館条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第 8、議案第 4 号二風谷コタン休憩施設の使用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。観光商工課長。

観光商工
課長

それでは議案第 4 号二風谷コタン休憩施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたしますので議案書 36 ページをお開き願います。二風谷コタン休憩施設の使用に関する条例の一部を次のように改正する。今回の条例の一部改正につきましては二風谷コタン内にある休憩施設、喫茶アリキキの使用料に関してですが、昨年、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が 4 月に発出されまして、その後継続延長されたことによりアリキキにも 4 月 20 日から 5 月 31 日まで休業要請をし、またその後の感染症拡大防止対策のためイベントの制限、外出の自粛等の影響もありアリキキの年間売上げ収入が減少しましたが、今まで使用料に関する減免規定がありませんでしたので今般、二風谷コタン休憩施設の使用料に関する条例の中に規定するため条例の改正をしようとするものであります。それでは 37 ページをお開き願います。一部改正の内容が 37 ページに書かれておりますが、条例の新旧対照表によりご説明いた

しますので38ページをご覧ください。右側が現行条例、左側が改正案であります。条例第12条を第13条といたしまして、第11条を第12条とし、第10条の次に「(使用料の減免)第11条 施設使用料の減免について、町長は特別な理由があると認めたときは、使用料の減免をすることができる。」を加えるものであります。37ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行し令和2年4月1日から適用するものとします。以上、二風谷コタン休憩施設の使用に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第8、議案第4号二風谷コタン休憩施設の使用に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第5号平取町民公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。観光商工課長。

観光商工
課長

それでは議案第5号平取町民公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので議案書39ページをご覧ください。平取町民公園条例の一部を次のように改正する。今回の条例の一部改正につきましては昨年新型コロナウイルスの緊急事態宣言が4月に発出されましてその後継続延長されたことにより、これに伴い二風谷ファミリーランドの利用規制期間4月20日から5月19日までが生じたこと、また熊の出没によりまして全面利用停止期間が9月3日から10月2日まであり、年会費を納めているパークゴルフを利用する方々に支障が生じた点、また教育関係等の主催事業によるパークゴルフ等の使用料の減免規定もありませんでしたので今般、平取町民公園条例の中に規定するため条例の改正をしようとするものであります。それでは40ページをお開き願います。一部改正の内容が40ページに書かれておりますが、条例の新旧対照表によりご説明いたしますので41ページ及び42ページをご覧ください。右側が現行条例、左側が改正案でございます。条例第15条を16条といたしまして、第7条から第14条までを1条ずつ繰り下げて、第6条の次に「(使用料の減免)第7条 有料公園施設の使用料について、町長が公益上又はその他特別な理由により必要と認めた場合、減免することができる。」を加えるものであります。40ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行し令和2年4月1日から適用するものとします。以上、平取町民

公園条例の一部を改正する条例についての説明といたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、議案第5号平取町民公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号平取町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第6号平取町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので議案書43ページをご覧ください。平取町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。次のページをご覧ください。平取町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものであります。今回の改正理由につきましては国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に準じ、町の条例を改正するものであります。それでは改正内容についてご説明いたしますので45ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正案となり、下線の箇所をそれぞれ改正するものであります。改正内容ですけれども第10条3項で国の設備運営基準の改正に伴い認定資格研修実施者の追加といたしまして、指定都市の中核市の町が行う認定資格研修を修了した者も放課後児童支援員として認められることになったものであります。附則第3条では職員に関する経過措置といたしまして、第10条3項の放課後児童支援員の資格について「平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に改正し延長されたものであります。44ページへお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。以上、第6号平取町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第10、議案第6号平取町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第7号平取町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第7号平取町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので議案書46ページをご覧ください。平取町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。次のページをご覧ください。平取町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものであります。今回の改正理由につきましては国が定める特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する省令に準じ、町の条例を改正するものであります。それでは改正内容についてご説明いたしますので48ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正案となり、下線の箇所をそれぞれ改正するものであります。改正内容ですけれども、第42条第4項において特定地域型保育事業における卒園後の受入れ先の確保について、利用調整等の様々な対応策により卒園後も引き続き教育保育の提供を受けることができる場合には連携施設の確保を不要とするものであります。47ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。以上、議案第7号平取町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決

定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第11、議案第7号平取町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第8号平取町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第8号平取町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書50ページをご覧ください。平取町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。次のページをご覧ください。平取町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものであります。今回の改正理由につきましては国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に準じ、町の条例を改めるとともに用語の整理、その他所要の改正を行うものであります。それでは改正内容についてご説明いたしますので51ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正案となり、下線の箇所をそれぞれ改正するものであります。58ページ第6条第2項から59ページ第5項は代替保育連携先の緩和で家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、一定の条件下において小規模保育事業者等との連携を確保することにより連携施設を確保することに変えることができるものとしてあります。また家庭的保育事業等における卒園後の受皿に係る連携施設の確保について、利用調整等の対応策により卒園後も引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合は、連携施設の確保を不要とするなど一定の条件下における連携施設等の確保を見直すものであります。60ページ、第16条第2項は食事の搬入を行う事業者の基準緩和で、保育所等から調理業務を委託している事業者のうち家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分、認識した食事等の提供が可能で市町村が適当と認める者からの外部搬入を可能とするものであります。63ページ、第28条7号の表中、4階以上の階避難用の改正は建築基準法施行令の改正に伴い、避難用階段の規定について改めるものであります。65ページ、第29条第3項及び第31条第3項はみなし保育士に准看護師を追加するものであり、保育士の数の算定について保健師、または看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができる規定であります。66ページ、第37条4号は保護者の疾病等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の提供ができる規定が追加されたものであります。68ページ、第43条8号の表中の改正についても第28条の改

正と同様、避難用階段の規定について改めるものであります。70ページ、第44条第3項についても第29条第3項及び第31条第3項と同様、みなし保育士に准看護師を追加するものであります。71ページ、第45条第2項は満3歳以上の児童を受入れている保育所型事業所内保育事業所について、市町村が適当と認めるものについては卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものであります。第47条第3項についても第44条第3項同様、みなし保育士に准看護師を追加するものであります。附則、第2条第2項は自園調理に関する規定の経過措置期間を10年とするものであります。72ページ、附則、第3条は連携施設に関する経過措置を延長する記載であります。附則第6条から9条は小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例を追加したものであります。56ページにお戻りください。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行するものであります。以上、議案第8号平取町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第12、議案第8号平取町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第9号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第9号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので議案書の75ページをご覧ください。平取町介護保険条例の一部を改正する条例について地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。次のページをご覧ください。平取町介護保険条例の一部を次のとおり改正するものであります。今回の主な改正理由につきましては令和3年度から始まる第8期介護保険事業計画による介護保険料の改正及び用語の整理、その他所要の改正を行うものであります。介護保険事業計画は3年に1度見直すこととされており第7期の計画が令和2年度で終了することから、第8期介護保険事業計画策定作業を進めてきたところであります。策定作業の結果、第8期介護保険事業計画においても第7期同様、今後さらに高齢化が進み介護や介護

予防に対する需要が増大することが推測されることから、令和３年度からの新たな計画に沿って介護保険料の増額改定を行おうとするものであります。それでは改正内容についてご説明いたしますので７７ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正案となり、下線の箇所をそれぞれ改正するものであります。２条第１項中、「平成３０年度」を「令和３年度」に、「令和２年度」を「令和５年度」に改めます。中ほどにあります第２条第５号の第５段階の介護保険料基準額ですけれども、改定前は保険料の基準額が４８００円、年額５万７６００円でしたけれども、これを月額５３００円、年額で６万３６００円に改正し、また第１号から第９号までは所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行う観点から、従前どおり保険料を９段階に区分し算定するものであります。第１号中２万８８００円を３万１８００円に、第２号及び第３号中４万３２００円を４万７７００円に、第５号中５万７６００円を６万３６００円に、第６号中６万９１２０円を７万６３２０円に、第７号中７万４８８０円を８万２６８０円に、第８号中８万６４００円を９万５４００円に、第９号中９万７９２０円を１０万８１２０円にそれぞれ改めます。第３項から第５項にありますように第２条１号から３号の低所得者への保険料軽減拡充措置といたしまして、引き続き保険料の減額を行います。２条第３項中、「所得の少ない」を「第１項第１号に掲げる」に、第１項第１号に該当する者の「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度までの各年度」に、１万７２８０円を１万９０８０円に改め、第４項中、「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度までの各年度」に１万７２８０円を１万９０８０円に、２万８８００円を３万１８００円に改め、第５項中、「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度までの各年度」に１万７２８０円を１万９０８０円に、４万３２０円を４万４５２０円に改め、５条１項中、地方税法「第２９２条第１項第１３条に規定する」を削除いたします。７６ページに戻りください。なお附則といたしましてこの条例は令和３年４月１日から施行するものであります。経過措置といたしまして改正後の平取町介護保険条例第２条の規定は令和３年度分の保険料から適用し、令和２年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものとするところであります。以上、議案第９号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第１３、議案第９号平取町介護保険条例の一部を改

正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第10号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり
課長

議案第10号公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案の79ページをご覧ください。本件につきましては現在指定管理にて豊糠自治会が運営管理しておりますとよぬか山荘の3年間の管理期間が令和3年3月31日をもって期間満了となることから、町条例に基づき公の施設の管理者を指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地について施設の名称は平取町豊糠体験宿泊施設「とよぬか山荘」、所在地は沙流郡平取町字豊糠24番地であります。2、指定管理者となる団体の名称については豊糠自治会でございます。管理を行わせる期間につきましては令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としております。選定の理由ですが平取町公の施設に係る指定管理者選定委員会において、平取町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2号の規定により、当該地域住民の団体自ら地域活力を積極的に活用した管理を行うことで事業効果が相当程度期待できるため、公募によらない方法をとるという評価をされていることから、現在、指定管理者となっているとよぬか自治会に対し指定管理者を継続する意向があるかを確認したところ継続の意向が確認されました。この意向を受け平取町公の施設に係る指定管理者選定委員会が令和3年2月17日に開催され、豊糠自治会につきましては同様の選定理由により平成24年4月から今年度まで9年間指定管理者としてとよぬか山荘を管理運営しており、運営のノウハウも蓄積されていることから従前同様の理由で指定管理の継続について決定をしたところです。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどをよろしく願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第14、議案第10号公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第11号町道の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書 80 ページをご覧ください。議案第 11 号町道の認定についてご説明申し上げます。町道に新たに認定しようとする路線につきましては路線番号 92 本町劇場 2 号線、路線番号 125 荷菜三塚分譲 2 号線、路線番号 143 荷菜高橋分譲線の 3 路線であります。見取図でご説明申し上げますので 81 ページをご覧ください。1 件目の本町劇場 2 号線は起点が本町 49 番地 1、終点が本町 48 番地 20 で、総延長は 126.5 メートル、実延長 117 メートル、重複区間 9.5 メートル、幅員 4.5 メートルであります。この路線につきましては本町劇場線の一部を認定替えし生活道路として利用されている部分を新たに加えて認定するものであります。なお用地につきましては寄附を受けており全て町有地になっております。次に 82 ページをご覧ください。2 件目の荷菜三塚分譲 2 号線は起点が荷菜 18 番地 19、終点が荷菜 18 番地 25 で、総延長は 54.2 メートル、実延長 46 メートル、重複区間 8.2 メートル、幅員 4.5 メートルであります。この路線は生活道路として共同利用されている状況であることと土地所有者から道路用地の寄附の申出があることから新たに認定するものであります。3 件目の荷菜高橋分譲線は起点が荷菜 56 番地 2、終点が 56 番地 23 で、総延長 140 メートル、実延長 132 メートル、重複区間 8 メートル、幅員 5 メートルであります。この路線は建設済みの建物が 3 戸、現在建設中の共同住宅が 8 戸と個人住宅が 1 戸の計 14 戸が建設されております。これ以外の土地 2 区画についても既に売約済みでありますので、合わせると 14 戸が建設予定であることと土地所有者から道路用地の寄附申出があることから新たに認定するものであります。以上、町道の認定についてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第 15、議案第 11 号町道の認定については原案のとおり可決しました。

日程第 16、議案第 12 号町道の変更認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書 83 ページをご覧ください。議案第 12 号町道の変更認定についてご説明申し上げます。変更認定しようとする路線につきましては路線番号 78 番本町劇場線、路線番号 306 長知内トーナイ線の 2 路線であります。見取図でご説明申し上げますので 84 ページをご覧ください。1 件目の本町劇場線は図示

のとおり現在は道道平取門別線から分岐しみどりが丘中央線に至る路線になりますが、一部を議案第11号で説明した本町劇場2号線に変更認定することにより本町劇場線が変更になるものであります。起点は本町48番地1から本町48番地14に、終点を本町48番地1から本町48番地10に変更することにより、総延長70.5メートル、実延長64メートル、重複延長6.5メートルに変更になります。幅員の4.5メートルにつきましては変更ございません。82ページをご覧ください。2件目の長知内トーナイ線は長知内阿部線から分岐しトーナイ川沿いにある路線になります。起点の長知内39番地6は変わりませんが、終点を長知内88番地2から長知内86番地5に変更することにより、総延長977.5メートル、実延長969.3メートルに変更になります。重複区間の8.2メートルと幅員5メートルは変更ございません。変更理由は町道と林道の管理区分を整理することによりまして、新終点以降は林道の管理となります。以上、町道の変更認定についてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第16、議案第12号町道の変更認定については原案のとおり可決しました。休憩いたします。再開は10時45分からいたします。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時45分)

それでは再開いたします。

日程第17、議案第13号令和2年度平取町一般会計補正予算第16号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第13号令和2年度平取町一般会計補正予算(第16号)につきまして、ご説明致しますので86ページをお開き願います。令和2年度平取町一般会計補正予算(第16号)は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ9175万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億6435万4千円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしています。第2条の繰越明許費は地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は「第2表 繰越明許費」によるとするものです。また第3条の地方債の変更は「第3表 地方債補正」によることとしております。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明致しますので98ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費18節負担金補助及び交付金151万9千円の増額です。これはマイナンバー制度において認証業務関連事務が追加されたことに伴い、個人番号通知書・個人番号カード関連委任事務に係る負担金が増額されたことから、地方公共団体情報システム機構に支払う負担金分151万9千円を増額するものです。なお財源につきましては全額、国からの通知カード・個人番号カード交付事務費補助金を充当するものです。99ページを、お開き願います。2款1項15目特別定額給付金支給事業費341万9千円を減額するものです。これは議案書に記載のとおり、3節職員手当から18節負担金補助及び交付金までの各節における予算の減額については特別定額給付金事業における事業費が確定したことからその不用額を減額するものです。100ページをお開き願います。上段、4款1項4目環境衛生費500万5千円を増額するものです。7節報償費388万円の増額、11節役務費手数料112万5千円の増額です。これは当初予算においてエゾシカの捕獲頭数を年間2,100頭、また特定外来生物のアライグマは年間400頭と見込んで予算措置しておりましたが、エゾシカについては管内統一して通年で有害捕獲を可能としたことから捕獲頭数が増加し、エゾシカは2,350頭、アライグマは600頭の捕獲が見込まれることから、その捕獲増加分に対する予算を増額し、またその処理施設に係る手数料についても増額するものです。なお財源につきましては鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金237万1千円と地域づくり総合交付金17万2千円を見込み、不足額は一般財源を充当するものです。続いて下段、5款1項2目農業振興費900万円を減額するものです。18節負担金補助及び交付金720万円の減額、20節貸付金180万円の減額です。これは当初予算において、農業者就農促進対策事業の申請希望者を見込んでおりましたが希望者はなく、また特産物消流対策事業と平取サテライト事業については、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため各事業を中止したことから今回、その事業執行に係る補助金を全額減額するものです。また特産物消流対策事業としてのトマト・和牛フェア実行委員会や平取サテライト事業推進協議会などへの運営費に係る貸付金についても、同様の理由によりそれぞれ減額するものです。101ページを、お開き願います。上段、5款1項4目畜産業費78万2千円を減額するものです。13節使用料及び賃借料33万2千円の減額です。これも当初予算において和牛消流対策としてオータムフェストの出店費用を予算措置しておりましたが、新型コロナの影響によりイベントが中止になったことから、その会場使用料分を減額するものです。18節負担金補助及び交付金45万円の減額です。これは平取町家畜共進会や平

取町軽種馬育成管理品評会などの各負担金についても同様の理由により減額するものです。続いて下段、５款２項２目林業振興費１５７０万円を増額するものです。１８節負担金補助及び交付金５２６万円の減額、２４節積立金２０９６万円の増額です。これは森林環境譲与税事業補助金における対象事業の間伐・作業路修繕の事業費が減額したことに伴い不用額が生じる見込みであることから、その不用額５２６万円を減額し、また国から譲与される森林環境譲与税が増額される見込みであることから当該譲与税から対象事業費を差し引いた額２０９６万円を平取町森林環境譲与税基金に積み立てるものです。１０２ページをお開き願います。上段、６款１項２目商工振興費１８節負担金補助及び交付金９０万円の減額です。これは新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため事業を中止したことから、商工業活性化対策事業の商工まつり７０万円と商工業振興事業の義経雪あかり事業２０万円の総額９０万円の補助金をそれぞれ減額するものです。続いて下段、６款２項１目観光振興費１８節負担金補助及び交付金３０万円の減額です。これも新型コロナの影響により幌尻まつりを中止したことから、その補助金を全額減額するものです。１０３ページをお開き願います。上段、７款２項２目道路新設改良費１４節工事請負費５８５２万７千円の増額です。川向町界線舗装新設工事は、地先の取付け道路の関係で道路延長が延びたことに伴い、事業費が増額したものであり、また二風谷作業場線改良舗装事業については令和２年度から令和３年度までの２ヵ年計画で実施していましたが、この度、災害時における避難路線の拡幅事業として採択され、国の第３次補正による追加交付が決定されたことから、本事業に係る未執行分と合わせ、総額７５００万円を令和３年度に繰り越そうとするものです。なお財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金と普通交付税に元利償還額の５０パーセントが基準財政需要額に算入される一般公共事業債の補正予算債を充当するものです。続いて下段、７款２項３目橋梁維持費１４節工事請負費であります、仁世宇１号橋橋梁架換事業については、当初予算において、３億１７００万円を予算措置していましたが、床版工事の分離による工事発注内容の変更や新型コロナの影響により上部工と下部工の工程に遅延が生じ、令和２年度末までに事業が完了する見込みがないことから、本事業に係る未執行分や床版工事と旧橋解体工事などの未発注分を合わせ、総額２億３４４３万３千円を令和３年度に繰り越そうとするものです。なお未発注分の旧橋解体工事に係る財源については、当初予算において過疎対策事業債を充当していましたが、事業計画の変更などにより過疎債が充当できなくなったことから、その財源を沙流川ダム地域振興基金に求めたものであります。１０４ページをお開き願います。上段、９款４項１目社会教育総務費３１０万円を減額するものです。８節報償費９０万円の減額、１３節使用料及び賃借料２０万円の減額、１８節負担金補助及び交付金２００万円の減額です。これは児童生徒を対象に計画していましたが芸術鑑賞会については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため事業を中止したことから、出演者に係る謝金と臨時送迎バスの使用料

などの予算を減額するものであり、また南あわじの人形浄瑠璃振興事業についても同様の理由により減額するものです。続いて下段、9款5項2目体育施設費10節需用費修繕料350万円の増額です。ここで議案の訂正をお願い致します。説明欄のかっこ内、町民体育館消化設備の消火の字の誤りがありましたので訂正願います。これは年末から年始にかけて年越し寒波と言われる強烈な寒波の影響により厳しい寒さが続いたことから、町民体育館の屋内消火栓ポンプが凍結・破損し消火栓設備が使用不能となったため、新たな消火栓設備のパッケージ型消火設備に改修する費用として350万円を増額するものです。なお財源につきましては繰越金を充当するものです。105ページをお開き願います。12款1項1目国民健康保険病院特別会計繰出金27節繰出金2500万円の増額です。これは入院患者数の減少による入院収益の減収や薬品費などの費用の増額により、令和2年度国民健康保険病院特別会計の決算において資金不足が発生する見込みであることから、その不足額を解消するため一般会計から国民健康保険病院特別会計に2500万円を繰出すものです。なお財源につきましては繰越金を充当するものです。歳出は、以上でございます。次に歳入につきましてご説明致しますので92ページをお開き願います。上段、2款3項1目森林環境譲与税1節森林環境譲与税1570万円の増額です。これは当初予算で1300万円を予算措置しておりましたが、国から9月期において1413万8千円が交付され、また3月期においても同額程度の交付が見込まれることから1570万円を増額し総額2870万円にするものです。続いて下段、15款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金通知カード・個人番号カード交付事務費補助金151万9千円の増額です。これは歳出でご説明致しましたマイナンバー制度における認証業務などの関連委任事務が追加されたことから、その事務に対する補助金を増額するものです。15款2項1目総務費国庫補助金5節特別定額給付金給付事業費補助金341万9千円の減額です。これは歳出でご説明したとおり特別定額給付金に係る事業費が確定したことから、その財源についても事業費分で250万円、事務費分で91万9千円をそれぞれ減額し精算するものです。93ページをお開き願います。上段、15款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金社会資本整備総合交付金4534万5千円の増額です。二風谷作業場線改良舗装事業については、国の第3次補正による社会資本整備総合交付金の追加交付が決定されたことからその交付金分を増額するものです。続いて下段、16款2項3目衛生費道補助金1節保健衛生費補助金254万3千円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、エゾシカやアライグマの捕獲費用に係る補助金であり、その財源を事業費の60パーセントが補助される鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金237万1千円と地域づくり総合交付金17万2千円の総額254万3千円を見込んだものであります。94ページをお開き願います。上段、16款2項7目教育費道補助金1節社会教育費補助金地域づくり総合交付金100万円の減額です。これは歳出でご説明したとおり、新型コロナの影響により芸術鑑賞

会や人形浄瑠璃などの事業を中止したことから、その財源を減額するものです。続いて下段、１９款１項２目沙流川ダム地域振興基金繰入金１節沙流川ダム地域振興基金繰入金２１７０万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、仁世宇１号橋整備事業の財源を沙流川ダム地域振興基金に求めたものであります。９５ページをお開き願います。上段、２０款１項１目繰越金１節繰越金１７６８万２千円の増額です。今回の補正財源は国や道の補助金、基金繰入金、地方債などの財源を充当し、更に不足となる財源については前年度繰越金を充当するものであります。続いて下段、２１款４項１０目トマト・和牛フェア実行委員会貸付金元金収入１節トマト・和牛フェア実行委員会貸付金元金収入１５０万円の減額です。これは歳出でご説明したとおり、新型コロナの影響によりイベントが中止になったことからその運営に係る貸付金を減額するものです。９６ページをお開き願います。上段、２１款４項１１目北大平取サテライト事業推進協議会運営費貸付金元金収入１節北大平取サテライト事業推進協議会運営費貸付金元金収入３０万円の減額です。これも歳出でご説明したとおり、新型コロナの影響により関連事業が中止になったことからその運営に係る貸付金を減額するものです。続いて下段、２２款１項４目農業水産業債１節農業債５００万円の減額です。農業者就農促進対策事業については当初予算において過疎対策事業債を充当しておりましたが、当該事業に係る申請者がいなかったためその財源を減額するものです。９７ページをお開き願います。上段、２２款１項６目土木債１節道路橋梁債８６０万円の減額です。これは歳出でご説明したとおり、二風谷作業場線改良舗装事業は国の第３次補正による追加交付の決定に伴い、一般公共事業債の補正予算債１２７０万円を追加し、川向町界線舗装事業については道路延長が延びたことによる事業費の増額により過疎対策事業債４０万円を増額し、仁世宇１号橋整備事業に係る旧橋解体工事につきましては事業計画の変更などにより過疎対策事業債２１７０万円を減額し総額８６０万円を減額するものです。続いて下段、２２款１項１０目減収補てん債１節減収補てん債７０８万円の増額です。これは地方税の収入額が基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額を下回る場合、その減収分を補うために発行される地方債であり、地方公共団体の財政資金の確保を円滑に行うことを目的としたものであり、元利償還額の７５パーセント相当が基準財政需要額に算入される交付税措置のある起債であります。歳入歳出予算事項別明細書につきましては以上でございます。次に９０ページ「第３表 繰越明許費」をご覧ください。歳出でも説明致しましたが今回の補正予算の中にも当該事業があり、令和２年度の年度末までに執行できない事業があることからこれを令和３年度に繰り越そうとするものです。一つは２款３項戸籍総合システム改修事業６４２万４千円、二つ目は今回補正致しました７款２項二風谷作業場線改良舗装事業７５００万円、三つ目は同じく仁世宇１号橋整備事業２億３４４３万３千円、四つ目は、１２月に補正致しました９款４項中央公民館整備事業３００万円については、令和２年度末までに事業が完了する見込みがないことからこれを令和

3 年度に繰り越そうとするものです。次に 89 ページ「第 2 表 地方債補正」をご覧ください。「第 2 表 地方債補正」は起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっております。先程、歳出でご説明したとおり本補正予算における起債の目的は、一つは農業者就農促進対策事業で、補正前の限度額 500 万円を全額減額することとし、二つ目は二風谷作業場線改良舗装事業で、限度額を 4820 万円から 6090 万円に増額し、三つ目は川向町界線舗装事業で、限度額を 300 万円から 340 万円に増額し、四つ目は仁世宇 1 号橋整備事業で、限度額を 1 億 1440 万円から 9270 万円に減額千円することとし、五つ目は減収補てん債で新たに 708 万円に定めようとするもので、限度額総額を 8 億 9418 万円とするものです。次に 106 ページをお開き願います。「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」については、前前年度の平成 30 年度末の現在高、前年度の令和元年度末の現在高見込額、並びに当該年度令和 2 年度末の現在高見込額につきましてはそれぞれ記載のとおりです。以上、議案第 13 号令和 2 年度平取町一般会計補正予算（第 16 号）についてご説明申し上げましたのでご審議の程、宜しくお願い致します。

議長

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。6 番櫻井議員。

6 番
櫻井議員

6 番櫻井です。104 ページの 9 款 5 項 2 目の体育施設費の需用費修繕料の 350 万円についてお伺いをしたいんですが、これ先ほどの説明では年末年始の寒波ということでポンプがイカれた、破損したということで改修費、修繕費として消火設備のことが謳われているんですが、寒波が来るということは当然わかっていて、消防からの通達もあったと伺っています。それでポンプ自体が老朽化していたというのは勿論分かってはいるんですけど、対処しなかったために実際破損したのか、それとも対応、人為的なミスなのか、或いは古くてどうしてもその対処をしても不可抗力であったのかということをまず伺いたいんですが。その辺の対処をしたかどうかということを伺いたいんですが。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

対処としましては、水道は全部落としてはいたんですけども、ただ消火設備のところは落としても水が抜けないというか、落としてはいけないところみたいなものですから、そこで水がちょっと残っていたということがあったみたいです。

議長

6 番櫻井議員。

6 番 櫻井議員	システムというかポンプ自体がどういう、何ていうかな、対応すればパンクしないのかというのは僕もよくわからないんですけど、落としてはいたんですけど落ちなかったということで、今度また新しく設備を350万円ですか、かけてやったとしてもまたそういう寒波が来るとまた同じことを繰り返すという意味ですか。
議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	今度やる消火設備につきましてはポンプを取り替えるということではなくて、ちょっとポンプを取り替えると金額的にポンプだけで4、5百万円かかってしましまして、その他に配管だとかも全部やり直さなければならないということで、消防とも相談させていただきまして違う方法がないかということで、パッケージ型といって消火材と窒素ガスをセットにしたものをそれぞれの今ある消火栓のところ、プラス1箇所2箇所増やして全館カバーするような形で対応するというので、これから新たにポンプをつけるとなると相当な金額になりますし、体育館自体も老朽化しておりまして何年か先には改築も考えているということもありますので、そこであんまり大きな金額はかけられないということで、現在消防で許可していただけるような中でどういう消火設備がいいかということで、今回この350万円でできる範囲での消火設備を設置するというので今検討しております。
議長	6 番櫻井議員。
6 番 櫻井議員	今よくわからない部分もあるんですけど、結果的に人為的なミスではないということで理解はよろしいんですか。管理マニュアルというか、各公共施設には置いてあるはずですよ。それに基づいてやっても、今のマニュアルというのは有効的ではないという意味に捉えていいんですか。
議長	教育長。
教育長	有効的ではないということではないんですけども、今年の寒波が今までになかったぐらいの寒波だということで、町民体育館だけじゃなくて振内青少年会館等についても、今まで凍結したことがないところが凍ったということもありまして、その修繕に金額がかかったということになっておりまして、それを防ぐということになりますと消火のポンプ自体をある程度、何らかの形で凍結しないような形で行うというような対応をするというような形になります。今年の寒波ですね、本当に今まで経験したことがないということで、今までも定期的に長期の休みの間に暖房を入れたりだとかそういうことはしておりましたけども、今年はそれをしておりませんでしたので通常凍結しないような場所が

凍結したということでございます。

議長

6 番 櫻井議員。

6 番
櫻井議員

そういうことであって、不可抗力であったということで説明は伺っていますけれども、実際に 1 月 8 日前後ですか、1 番ひどかったのは。それで凍結して破損したということであれば、実際に今、補正が出たのは今日の 3 月ということでタイムラグがものすごくあるという感じなんですよね。それまでに説明なり、補正を出せるという状況にもあったと思うんですけど、何故今なのかということと、今、何故今なのかということは要するに点検が遅れて発覚したのがつい最近だったのかなというふうな疑いをどうしても持ってしまうものですから、その辺についてもご説明願いたいと思います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

破損が見つかったのはいろんな所でこういうちょっと破損しているという事案があって、全部一斉に点検したのが 1 月の 10 日過ぎぐらいに町内の施設、全部の点検したんですけどもその時に発見されました。それで何とかしなければいけないということで、すぐ壊れているので、消防のほうからも壊れているので何かしないと体育館を閉めなければいけないということで言われておりましたので、ちょっと遅くなりましたけども取敢えずということで今、50 型というでっかい消火器を今 3 つ置いておいて、すぐに今回補正する設備について検討しておりまして、その見積りだとかを業者のほうにお願いしていたんですけども、それが出てきたのが先月の 20 日過ぎだったものですから、前回の議会にちょっと間に合わなかったということで、今回のこの補正に出させていただいているということでございます。

議長

櫻井議員の質疑終了いたします。ほかに質疑はありませんか。なければ質疑、ありませんか。ほかの項目で質疑ございませんでしょうか。

(質疑なしの声)

それでは質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第 17、議案第 13 号令和 2 年度平取町一般会計補正予算第 16 号は原案のとおり可決しました。

日程第 18、議案第 14 号令和 2 年度平取町介護保険特別会計補正予算第 3 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第14号令和2年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明いたしますので議案書108ページをお開きください。令和2年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算の補正でありますけれども第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ863万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2799万1千円とするものであります。2項は歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので112ページをお開きください。今回の補正の目的ですけれども令和元年度の繰越金を精算し、介護給付費基金積立金へ積み立てるものであります。4款1項1目介護給付費基金積立金24節積立金863万8千円を追加いたします。令和2年第8回町議会定例会議案第11号の令和2年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号の財源を令和元年度の繰越金に求めていたものでありますけれども、今回その残額を精算し介護給付費基金積立金に積み立てるものであります。歳出は以上です。続きまして歳入についてご説明いたしますので111ページをご覧ください。8款1項1目繰越金1節繰越金863万8千円を追加いたします。令和元年度の繰越金を基金積立金の財源に充てるものであります。以上、議案第14号令和2年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明いたしましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第18、議案第14号令和2年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第19、議案第15号令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第4号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第15号令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。議案書113ページをご覧ください。第1条、令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第4号は次の定めるところであります。第2条、令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。収入第1款病院事業収益、第2項医業外収益、既定予算額4億4791万2千円に補

正予算額2500万円を追加し計4億7291万2千円とし、病院事業収益、既定予算額8億4349万8千円を合計8億6849万8千円とするものでございます。次ページをお開き願います。令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算実施計画変更と明細ですが、収益的収入、1款病院事業収益、第2項医業外収益、2目他会計負担金で一般会計からの繰入金2500万円を追加補正するものでございます。今回の補正ですが議案第13号令和2年度平取町一般会計補正予算第16号で説明がありましており入院収益の減収、薬品費、診療材料費の増額によりまして、令和2年12月末時点での決算見込みで本年度の決算において資金不足が発生する見込みとなりまして、それによりまして資金不足比率が7.3パーセントになることから、令和3年度で医師住宅建設事業において企業債の借入れを予定しておりますので、資金状況が良好と判断されるよう資金の不足を解消しておく必要がありますので繰入れするものでございます。今後の収支の状況によりまして増減に変動があると思われませんが、現時点では純損失を解消できる見込額の追加を繰入れさせていただきたいと考えております。以上、平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第4号についてご説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第19、議案第15号令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決しました。これより休憩に入ります。午後から執行方針という形をとりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(休憩 午前11時30分)

(再開 午後1時00分)

それでは再開いたします。

日程第20、令和3年度町政及び教育行政執行方針の説明に入りたいと思います。まず、最初に町政執行方針の説明を求めます。町長。

町長

(町政執行方針について説明)

議長	それでは次に教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。
教育長	(教育行政執行方針について説明)
議長	町政及び教育行政執行方針の説明を終了いたします。 続きまして日程第21、議案第16号令和3年度平取町一般会計予算、 日程第22、議案第17号令和3年度平取町国民健康保険特別会計予算、 日程第23、議案第18号令和3年度平取町後期高齢者医療特別会計予算、 日程第24、議案第19号令和3年度平取町介護保険特別会計予算、 日程第25、議案第20号令和3年度平取町簡易水道特別会計予算、 日程第26、議案第21号令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、 以上、議案6件を一括して議題といたします。それでは令和2年度一般会計予算について最初に説明を求めます。総務課長。
総務課長	議案第16号令和3年度平取町一般会計予算についてご説明いたしますので1ページをお開き願います。令和3年度平取町一般会計予算は次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算ですが歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ68億9500万円と定めるものであります。第2項において歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。第2条の債務負担行為については地方自治法の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」によるとするものであります。第3条、地方債については地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」によるとするものであります。第4条の一時借入金については地方自治法の規定による一時借入金の最高額は15億円と定めるものです。歳入歳出予算の事項別明細書については後ほど提出いたします説明資料をご覧いただきたいと思います。次に7ページをお開き願います。「第2表 債務負担行為」です。一つは中小企業特別融資利子補給金ですが、その期間を令和10年度まで、限度額は306万円と定め、町内中小企業への新規貸付金を2000万円、その利率は3.1パーセントとしております。二つ目は中小企業経営改善融資利子補給金です。これは主に設備等の整備のための資金でその期間を令和9年度までの7年間、限度額は87万9千円と定め、またその融資額を600万円、利率は3.3パーセントとしております。続きまして8ページをお開き願います。「第3表 地方債」についてご説明いたします。これは地方自治法第230条第1項及び第2項の規定により、地方債を起こす場合は地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は予算で定めなければならないとされております。令和3年度における起債の目的については1番下の臨時財政対策債を除く、ここに表記した39の事業に充当する予定であり記載の区分としては214ページの地方債の現在高

調書に示しておりますが、公営住宅債は1億1450万円、過疎対策事業債が3億5630万円、臨時財政対策債が1億6000万円など、総額7億3410万円とするものであります。以上、議案第16号令和3年度平取町一般会計予算についてご説明いたしましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは議案第17号令和3年度平取町国民健康保険特別会計予算についてご説明させていただきます。国保の1ページ目をご覧ください。議案第17号、令和3年度国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。第1条で歳入歳出予算の総額は8億1750万円と定めるものです。第2条は一時借入金の最高額を5000万円と定めるものです。第3条は流用できる経費について定めております。それでは歳入歳出予算の事項別にご説明させていただきます。歳出からのご説明といたしまして23ページをお開きください。1款1項1目一般管理費については、766万2千円、前年度対比131万4千円減で計上しております。11節の役務費通信運搬費については、対前年度16万7千円増の50万2千円を計上しておりますが、増加の主な要因は保険証の更新方法を…、大変失礼いたしました。事項別明細書については後ほど配付する資料について資料でご覧いただきたいと思います。以上で議案第17号のご説明を終了させていただきます。

議長

後期高齢のほう続けてください。

町民課長

大変失礼いたしました。議案第18号の令和3年度平取町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明させていただきます。後期の1ページ目をご覧ください。第1条で歳入歳出予算の総額について8790万円と定めるものです。事項別明細書につきましては後ほど配付する資料をご覧いただきたいと思います。以上で議案第18号のご説明とさせていただきますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

続きまして介護保険特別会計予算について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第19号令和3年度平取町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。介護保険1ページをお開きください。令和3年度平取町介護保険特別会計予算第1条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2130万円に定めようとするものでございます。第2項は歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によるものとしております。第2条は一時借

入金の最高額を５０００万円にしようとするものでございます。第３条歳出予算の流用については地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合を、１号で保険給付費の同一款内の各項の間の流用、２号で地域支援事業費の同一款内の各項の間の流用と規定いたしております。なお事項別明細書については後ほど配付する資料をご覧ください。以上で議案第１９号令和３年度平取町介護保険特別会計予算の説明とさせていただきますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に簡易水道特別会計予算について説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案第２０号令和３年度平取町簡易水道特別会計予算についてご説明申し上げます。水道会計の１ページをご覧ください。第１条歳入歳出予算であります、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億８７０万円とするものであります。第２項において歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」によることとしております。第２条において地方自治法の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第２表 地方債」によるものとしております。第３条において一借入金の最高額を５０００万円とするものであります。２ページ以降につきましては別途お配りします説明書に目を通していただければと思います。以上、簡単でございませうけれども説明といたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは最後に国民健康保険病院特別会計予算について説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第２１号令和３年度平取町国民健康保険病院特別会計予算についてご説明いたします。第１条令和３年度平取町国民健康保険病院特別会計の予算を次のとおり定めるところであります。第２条業務の予定量です。１、業務量は本院となりますが病床数、一般病床で４２床、年間患者数は入院１万１６８０人、外来２万１９６０人の患者数を予定しております。１日平均患者数は入院３２人、外来９０人を見込んでおります。振内診療所ですが、年間患者数は外来２５２５人、訪問診療９９０人の患者数を予定しております。１日平均患者数は外来２５人、訪問診療１０人を見込んでおります。２、主要な建設改良事業ですが、予定事業は医師住宅建設事業３０００万円、電子カルテ導入事業４０００万円としております。第３条収益的収入及び支出の予定額を次のとおりとするものであります。収入、病院事業収益は第１項医業収益４億２６２５万７千円、第２項医業外収益４億３３５０万３千円、支出、病院事業費用は、第１項医業費用８億４９３６万６千円、第２項医業外費用９３９万４千円、第３項予備費１００万円とし、収入、病院事業収益及び、支出、病院事業費用、８億５９７６万円としております。次ページをお開きください。第４条収益的収入及

び支出の予定額を次のとおりとするものであります。収入、資本的収入は第1項一般会計負担金3104万4千円、第2項企業債2280万円、第3項国民健康保険特別会計負担金4709万6千円。支出、資本的支出は第1項企業債償還金2584万7千円、第2項建設改良費7421万7千円、第3項貸付金87万6千円とし資本的収入及び支出を1億94万円としております。第5条企業債は起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおりとするものであります。平取町国民健康保険病院医師住宅建設事業として起債発行を予定し、限度額を2280万円とし、借入れ条件等は記載のとおりでございます。第6条一時借入金限度額ですが限度額を5億円と定めるものであります。第7条議会の議決を得なければ流用することの出来ない経費として、職員給与費5億1228万8千円、交際費30万円としております。第8条棚卸資産の購入限度額ですが限度額を7000万円と定めるものであります。次ページをご覧ください。令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画総括ですが収益的収入及び支出につきましてはそれぞれ合計8億5976万円。次ページに参りまして資本的収入及び支出につきましては収入支出それぞれ合計1億94万円としております。予算書5ページ以降につきましては別途お配りしております予算説明書でご確認いただきたいと思います。また16ページから22ページは給与費明細、23ページは令和3年度キャッシュフロー計算書は令和3年度の資金の動き、24ページにつきましては令和3年度予定貸借対照表は令和4年3月末の予算執行残高の見込みとなっております。25ページにつきましては令和2年度予定損益計算書ですが、今回の補正予算を見込まない額での令和2年度の損益計算となります。26ページ令和2年度予定貸借対照表は前ページの予定損益計算書の数字に基づいたものとなりますので併せてそれぞれご確認いただきたいと思います。以上で議案第21号令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計予算についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

以上で議案第16号から議案第21号までの令和3年度各会計予算の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま提案がありました令和3年度平取町各会計予算については議会運営基準111先例1によりまして、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って日程第21議案第16号から日程第26議案第21号までの令和3年度平取町各会計予算については予算審査特別委員会に付託し審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長の選挙については、

議長の指名推薦により行いたいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って予算審査特別委員会の正副委員長の選挙については議長が指名推薦することに決定しました。それでは指名いたします。予算審査特別委員会委員長には2番高山議員、副委員長には4番中川議員を指名します。以上のとおり指名推薦しますがご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って予算審査特別委員会委員長には高山議員、副委員長には中川議員と決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたのでこれをもって散会いたします。なお本定例会は明日3日から7日まで休会といたしまして、8日に再開いたしますのでよろしくお願いいたします。本日は大変お疲れ様でございました。

（閉 会 午後1時58分）